

安平町民間賃貸共同住宅等建設 支援事業のご案内

新たに安平町内に民間アパートを建設する方（法人・個人）に対して、建設費の助成を行う期間限定事業です。

本事業は、人口確保施策の一環として家族向け世帯等が入居できるアパート建設を促すものです。（実施期間 平成 23 年度～ 25 年度）

町では、新たに町内に民間賃貸共同住宅を建設する方に対して、建設費の助成を行っています。

本事業は、人口確保施策の一環として、民間活力を活かしながら、現状で不足している家族向け世帯等が入居できる賃貸共同住宅の建設を促すことで公的住宅以外の民間住宅の確保を行うことにより、町外への転出による人口減少を抑制するとともに町外からの転入者の増加を図っていくものです。

定住及び移住に関しては、地域へ住んで地域の環境を理解した上で住宅を建設するというニーズがあること、さらには結婚などを機に近郊都市へ転出するといった人口流出があること、多くの方が近郊都市から安平町へ通勤していることなど、潜在的な居住ニーズの高さがうかがえることから、民間賃貸共同住宅等の建設誘導策として平成 23 年度から 25 年度までの期間限定事業として実施しています。



募集開始月日

4月1日（金）から随時行っています。

助成額算定式

$$\text{助成金合計額} = \text{該当基準額} / 1 \text{戸あたり} \times \text{戸数}$$

項 目	賃貸共同住宅等建設施工業者の別		例えば1棟6戸（全戸が2LDK）のアパートを町内業者が施工した場合 180万円／1戸×6戸分 = <u>1,080万円</u> の 助成金を支給
	町内業者	町外業者	
建設する賃貸共同住宅等1棟につき、各戸が居間のほか、2以上の居室を有するもの	180万円／1戸	120万円／1戸	
建設する賃貸共同住宅等1棟につき、上記以外のもの	120万円／1戸	80万円／1戸	
※上限額：1棟につき2,500万円 ※町内業者とは、建設業法の建設業者の許可を有している法人で、町内において現に2年以上事務所を有し営業しているものです。			

★建設費の助成金支給となる対象住宅・対象者について★

建設費の助成金支給となる対象住宅及び対象者については、別に要件が定められていますので、当事業にご興味のある方や詳細については、下記までお問い合わせください。

- 助成金は、対象住宅を所有される方に支給されます。

土地活用をご検討されている方は、この機会に当事業の活用をご検討してはいかがでしょうか。

問 合 せ

まちづくり推進課 ☎② 2514 FAX② 3006